

福岡市障がい福祉サービス等に係る事故報告要領

第1 趣旨

指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設設置者及び指定相談支援事業者及び地域生活支援事業者（以下「事業者」という。）が、福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）第41条第1項、福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第58号）第59条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第28条第1項の規定等に基づき、福岡市に対して行う事故報告については、この要領に基づき取り扱うものとする。

第2 対象事業所等

1 福岡市の指定等を受けた事業所又は施設

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護
- (6) 基準該当居宅介護
- (7) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービス
- (8) 重度障害者等包括支援
- (9) 自立生活援助
- (10) 地域移行支援
- (11) 地域定着支援
- (12) 計画相談支援
- (13) 療養介護
- (14) 生活介護
- (15) 基準該当生活介護
- (16) 共生型生活介護
- (17) 短期入所
- (18) 共生型短期入所
- (19) 基準該当短期入所
- (20) 自立訓練（機能訓練）
- (21) 共生型自立訓練（機能訓練）
- (22) 基準該当自立訓練（機能訓練）
- (23) 自立訓練（生活訓練）

- (24) 共生型自立訓練（生活訓練）
- (25) 基準該当自立訓練（生活訓練）
- (26) 就労選択支援
- (27) 就労移行支援
- (28) 就労継続支援A型
- (29) 就労継続支援B型
- (30) 基準該当就労継続支援B型
- (31) 就労定着支援
- (32) 共同生活援助
- (33) 日中サービス支援型共同生活援助
- (34) 外部サービス利用型共同生活援助
- (35) 施設入所支援
- (36) 特定基準該当障害福祉サービス

2 その他の事業所

- (1) 福岡市と協定を締結した移動支援事業
- (2) 福岡市と協定を締結した日中一時支援事業
- (3) 福岡市の補助金を受給している地域活動支援センター

第3 報告の対象となる事故

報告すべき事故は、1に定める時間帯に起こった2に定める事故とする。

1 時間帯

- (1) 利用者が事業所又は施設内にいる間
- (2) 利用者の送迎中
- (3) その他サービスの提供に密接な関連がある時

2 事故の種別

事故の種別は、転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症（インフルエンザ等）、交通事故、行方不明、職員の違法行為・不祥事、その他とする。

※ 職員の違法行為及び不祥事は、サービス提供に関連して発生したものであって、利用者に損害を与えたもの。例えば、利用者の個人情報紛失、送迎時の利用者宅の家屋の損壊、飲酒運転、預かり金の紛失や横領などをいう。

※ その他とは、事業所の災害被災などをいう。

※ 転倒、転落及び接触については、医療機関の受診を要したものを報告の対象とする。
なお、報告の要否について疑義がある場合は、福岡市と協議するものとする。

第4 報告の方法

別紙「障がい福祉サービス等に係る事故報告書」により報告するものとする。

第5 報告の時期等

報告の対象となる事故が発生した場合は、所要の措置（利用者の家族等への連絡、病院受診等）が終了した後、速やか（事故発生から概ね3日以内）に報告を行うこと。

ただし、事故の程度が大きいもの、事故対応に相当の時間を要するもの等については、電話等により、福岡市に概要を報告し、事故対応が一定程度完了後に報告書を提出すること。

第6 報告先

次の機関に報告すること。

1 指定権者（福岡市役所）

※ 第2の1「福岡市の指定等を受けた事業所又は施設」

（1）～（12）については障がい在宅福祉課、

（13）～（36）については障がい施設福祉課に報告のこと。

※ 第2の2「その他の事業所」

（1）については障がい在宅福祉課、

（2）（3）については障がい施設福祉課に報告のこと。

2 支給決定市町村

※ 対象者（児）が福岡市から支給決定を受けている場合の提出先は次のとおり。

身体障がい・知的障がい・難病等対象者…区役所福祉・介護保険課

精神障がい…区役所健康課

第7 報告における留意点

- 1 利用者が利用する他の障がい福祉サービス事業所等に対して連絡するなど、他の障がい福祉サービス事業所等によるサービスの提供に支障が生じないように配慮すること。
- 2 食中毒、感染症等のうち、次の要件に該当する場合は、当該要領に基づく事故報告と併せて管轄の保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - （1）同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - （2）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - （3）（1）及び（2）に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合
- 3 従業者の直接行為が原因で生じた事故、従業者が支援中に生じた事故のうち、利用者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署に連絡すること。

(注) 事故報告には該当しないが、これに準ずるもの（利用者が転倒したものの、特に異常が見られずサービス提供を再開した場合や、職員による送迎時の交通違反の場合等）については、個人記録や事故に関する帳簿類等に記録するとともに、事業所内で周知し、再発防止を図ること。

第8 記録

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、完結後5年間は保存すること。

第9 施行期日

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年11月1日から施行する。